

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	不妊治療費助成事業 対象者： ・不妊治療をしている法律上の婚姻関係にあるご夫婦 ・申請日の1年以上前から昭和村に住所を有する者 ・医療保険加入者 ・村税の滞納のない者 内 容： ・助成対象額は、不妊治療費の夫婦負担額（千円未満は切り捨て） ・助成額は、夫婦一組に対し、1回の治療につき15万円が上限 ・助成回数は、夫婦一組に対し、1子あたり10回まで 問合せ：《健康福祉課 健康係》 TEL：0278-25-3285（内132）
	保育料無料化事業 対象者： 本村に住所が有り、保育所等へ入所している子ども。 内 容： 保育料の無料化。 問合せ：《健康福祉課 福祉係》 TEL：0278-25-3285（内134）
	保育園で使用したおもつの回収と処分事業 対象者： 村内全ての保育園 内 容： 保育園内で使用したオムツの回収と処分を行い、保護者の負担軽減を図るもの。 問合せ：《健康福祉課 福祉係》 TEL：0278-25-3285（内134）
	副食費の全額補助事業 対象者： 本村の保育所等に通所する児童。 内 容： 副食費（おかずやおやつ代金）の全額補助。 問合せ：《健康福祉課 福祉係》 TEL：0278-25-3285（内134）
	おもつ等乳児日常生活用品購入費助成金事業 対象者： - 次に定めるすべての要件を満たした保護者。 ①2歳未満児を養育していること。 ②保護者及び対象乳児等が基準日（4月1日、10月1日）時点並びに支給決定時において本村の住民基本台帳に記載されていること。 内 容： 対象乳児等の満2歳の誕生日の属する月まで、乳児等1人につき月額4,000を助成。 問合せ：《健康福祉課 福祉係》 TEL：0278-25-3285（内134）
	あかちゃん誕生祝金等支給事業 対象者： - 次のいずれにも該当する者。 ①誕生した児を出産した者とその配偶者で引き続き村に居住する者。 ②誕生した児及び出産した者とその配偶者が本村の住民基本台帳に記載されている者。 内 容： 対象児1人につき10万円を支給。 問合せ：《健康福祉課 健康係》 TEL：0278-25-3285（内132）
	小中学校給食費無償化事業 対象者： 村内小学校または中学校に在籍している児童または生徒の保護者。 内 容： 学校給食費の全額補助。育て世帯の経済的負担を軽減するため全額補助。 問合せ：《給食センター》 TEL：0278-24-6210

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	入学祝金給付事業 対象者：支給する年の5月1日において、本村の住民基本台帳に記載されている新入学生の保護者 内 容： ①小学校 新入学生1人につき30,000円 ②中学校 新入学生1人につき50,000円 問合せ：《教育委員会 社会教育係》 TEL：0278-24-5120
	昭和村立小中学校児童生徒の遠距離等通学費補助事業 対象者： 本村に住所があり、昭和村立小中学校に通学する児童生徒のうち、一定の距離以上から通学するもの。 内 容： ・2km以上6km未満の自転車通学中学生の距離に応じた金額の補助。 ・自転車用ライト購入費用を5,000円を上限に8割まで補助。 ・小学校4km、中学校6km以上の児童生徒は無料のスクールバスを運行。 問合せ：《教育委員会事務局 学校教育係》 TEL：0278-24-5120
住宅支援	空き家バンク 対象者： 村内への定住等を目的とした閲覧申請者に対し、情報を提供するもの。 内 容： 個人が住居を目的とした現に居住していない村内に存在する建物及び敷地等を登録し、 村内への定住等を目的とした閲覧申請者に閲覧させるもの。 問合せ：《企画課 広報統計係》 TEL：0278-25-3442（内233）
	昭和村住宅リフォーム補助金制度 対象者： ①昭和村に住民登録があり、対象住宅を所有している方。 ②住宅所有者及び全世帯員に村税等の滞納がない方。 ③工事について、村の他の助成制度等を受けない方。 内 容： 村民の住環境の向上を図るために行う住宅の修繕、改築、増築等のリフォーム工事費用に 対して補助を行うもの。 問合せ：《建設課 整備係》 TEL：0278-25-3421（内213）
	昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金制度 対象者： ①世帯責任者（世帯の生計を維持している者）による申請で、配偶者を 有していること。 ②世帯責任者が所有し、家族との住居を目的に新たに建設された住宅であること。 ③世帯全員が住民基本台帳に記載されていること。 ④新築住宅の総床面積が50平方メートル以上200平方メートル未満であること。 ⑤その世帯員に村税等の滞納がないこと。 ⑥申請者が新築住宅の引き渡しを受けた日において、45歳以下であること。 ⑦本村に10年以上定住すること。 ⑧簡易水道事業、農業集落排水事業（戸別浄化槽事業）に世帯責任者名義で加入して いること。 （母屋等からの分岐・接続は認められません。） ⑨昭和村景観条例に申請し、適合通知を受けていること。 内 容： 昭和村に定住することを目的として村内に新築住宅を建設する者に対し補助を行うもの。 問合せ：《建設課 整備係》 TEL：0278-25-3421（内213）
	昭和村借上賃貸住宅事業 対象者： 昭和村借上賃貸住宅事業において、借上賃貸住宅建て主決定通知書の交付を受けた 賃貸住宅に入居している入居者。 内 容： 入居者の家賃負担の軽減を図るため、入居者に対し家賃助成をするもの。 問合せ：《企画課 広報統計係》 TEL：0278-25-3442（内232）

分類	事業名（対象者・内容）
住宅 支 援	昭和村結婚新生活支援事業
	対象者： ①R7.1.1からR8.3.31までに婚姻届を提出し受理された世帯 ②夫婦の所得を合計した金額が500万円未満である世帯 ③夫婦共に婚姻時における年齢が39歳以下の世帯 ほか 内 容： 結婚し、昭和村で新生活を始める方の住居費や引っ越し費用を補助するもの。 問合せ： 《企画課 地域振興係》 TEL：0278-25-3442（内232）
就農 支 援	昭和村特定農地貸付事業
	対象者： 農業者以外 内 容： 農業者以外の者が野菜や花等を栽培し、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的とする。 賃料：1区画50㎡あたり年間3,000円 問合せ： 《企画課 地域振興係》 TEL：0278-25-3442（内232）